

令和7年12月
宮城県警察本部交通部交通規制課

警察行政手続オンライン化システム運用開始についての御案内

「警察行政手続オンライン化システム」が本年12月15日から運用開始となり、オンラインで申請・届出可能な手続が大幅に拡大となりました。

「警察行政手続オンライン化システム」の運用開始に伴い、「警察行政手続サイト」は、運用停止となりました。

主な追加対象手続は以下のとおりです。

1 駐車許可（電子交付）

○ 駐車許可の申請ほか

2 駐車禁止除外措置（窓口交付）

○ 駐車禁止除外標章の申請ほか

3 道路使用許可（電子交付）

○ 道路使用許可の申請ほか

※ 手数料については、窓口に来所していただき、納付する必要があります。

※ 許可証については、手数料納付後、交付準備が整い次第、交付となりますですが、窓口交付ではなく、電子交付となります。

4 通行禁止道路通行許可（窓口交付）

○ 通行禁止道路通行許可の申請

5 制限外積載等許可・制限外牽引許可（窓口交付）

○ 制限外積載等許可・制限外牽引許可の申請

6 自動車の保管場所の届出

○ 軽自動車の保管場所の届出

○ 保管場所の変更の届出

7 高齢運転者等専用駐車区間制度（窓口交付）

○ 高齢運転者等標章の申請ほか



なお、新たな運用の開始直後や、許可申請場所が相当数に上る場合には、通常よりも審査等に時間を要する可能性がありますので、警察署への事前相談や申請は、時間的余裕をもって行っていただきますようお願いいたします。

詳しくは、宮城県警察本部交通部交通規制課規制第二係又は管轄する警察署交通課までお問い合わせください。